

議案第89号

財産の処分について

次のとおり市有財産を処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和42年加西市条例第63号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

加西市長 西村 和平

記

- 1 処分する財産の所在地、種別及び数量
所在地 加西市西笠原町字大谷178-5番地外27筆
種別 宅地
数量 6,841㎡（予定面積）
- 2 売却の方法 一般公開抽選
- 3 売払予定価格 125,531,000円
- 4 売払目的 定住促進に資するため
- 5 備考 「ベルデしもさと」分譲地として

(審議資料)

旧下里小学校跡地における宅地造成事業（ベルデしもさと）の施行に伴い、市有財産を処分したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 63 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

【後掲の資料 4 参照】

議案第 89 号 財産の処分について

加西市ベルデしもさと宅地分譲募集案

1 処分に付す宅地

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 所在地 | 加西市西笠原町字大谷 1 7 8 - 5 番地外 2 7 筆 |
| (2) 種 別 | 宅 地 |
| (3) 分譲総面積 | 6, 8 4 1 m ² (予定面積) |
| (4) 区画数 | 2 8 区画 |
| (5) 1 区画当り面積 | 別表参照 |

2 譲受人の資格 次の全ての資格を満たす必要があります。

- (1) 加西市に住民登録のある者又は市外から加西市へ転入することを確約できる者
- (2) 日本国籍を有する者、特別永住者又は在留資格が永住者である者
- (3) 宅地引渡しの日から 3 年以内に住宅を建築し、自ら居住する者
- (4) 世帯主とその配偶者（婚姻予定者を含む。）の合計年齢が 80 歳以下の若者世帯の世帯主若しくは配偶者又は 18 歳未満の子を持つ母子家庭若しくは父子家庭の世帯主
- (5) 譲渡代金の支払が可能な者
- (6) 分譲契約時点で成人の者
- (7) 同居する家族を含め、市税等を滞納していない者
- (8) 加西市暴力団排除条例（平成 2 4 年加西市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団及び同条 2 号の暴力団員並びに同条 3 号の暴力団密接関係者でないこと。
- (9) 自治会活動（ベルデしもさと）等の地域づくりに参加できる者
- (10) 加西市が「ベルデしもさと」で定める「まちのコンセプト」の「安心、安全でエコロジーなまちの創造」「美しく緑豊かで心地よいまちの形成」を進めるため、「太陽光発電システム（出力 3 kw 以上）を設置」「道路沿い空地、垣又は柵の制限（景観のルール）」などに同意する者

3 分譲価格

別表参照（分譲価格には、公共下水道受益者負担金を含む。）

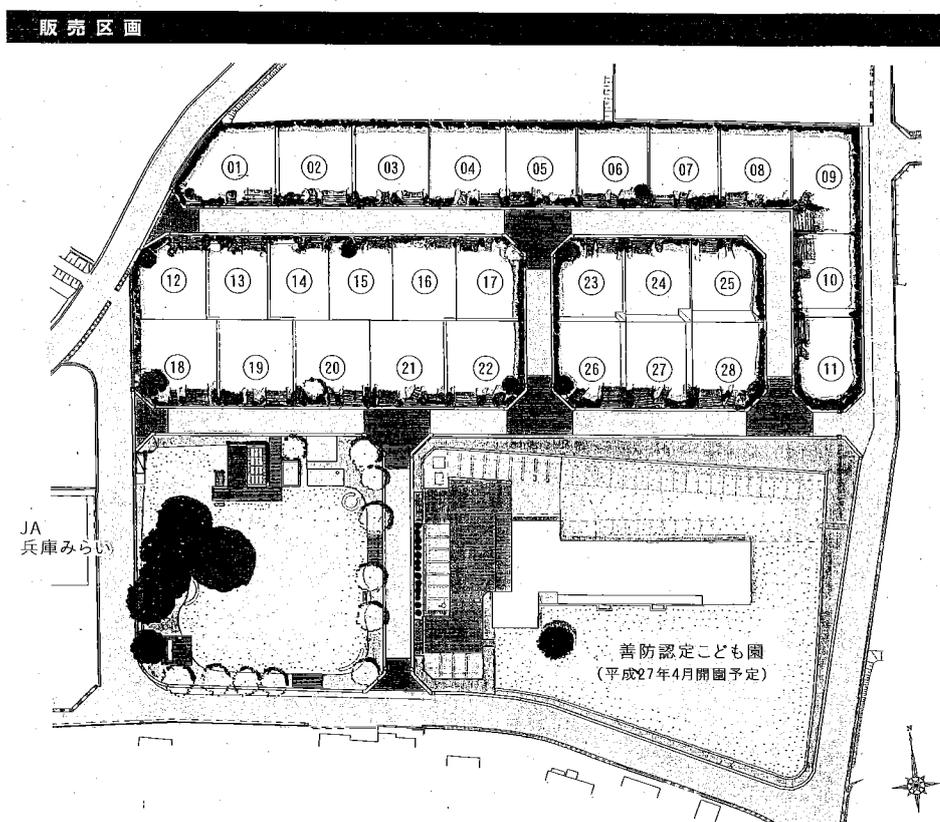
4 分譲の条件 次の全ての条件を満たす必要があります。

- (1) 現況引渡しとすること。
- (2) 宅地引渡しの日から起算して 3 年以内に自ら居住するための一戸建て専用住宅又は店舗兼住宅の建築を完了し、居住すること。
- (3) 宅地引渡しの日から起算して 5 年間は、当該宅地又は宅地の上に建てられた住宅を第三者に譲渡若しくは賃貸借又はその他権利の移転をしないこと。
- (4) 周辺の環境を阻害する行為及び公害を発生させる行為を行わないこと。
- (5) 宅地引渡し後の新たに賦課される公租公課（税金）は、宅地引渡しの日以後、譲受人の負担とすること。

(6) 申込人の父母、子、配偶者又はその父母及び子の配偶者の範囲で共有することができることとするが、申込人の持分を2分の1以上とすること。(共有者は同居人に限る。)

5 買戻特約

- (1) 市長は、譲受人が分譲条件に違反した場合は、当該宅地を譲渡代金をもって買い戻すことができる。
- (2) 市長は、前項に規定する買戻しについては、所有権移転登記と同時に特約登記するものとする。
- (3) 前項の特約登記期間は宅地引渡しの日から5年間とする。



別表

区 画	m ² 当単価(円)	予定面積(m ² (坪))	予定価格(円)
1号地	18,180	278 (84.2)	5,054,000
2号地	18,720	264 (80.0)	4,942,000
3号地	18,720	266 (80.6)	4,979,000
4号地	18,540	266 (80.6)	4,931,000
5号地	18,360	248 (75.2)	4,553,000
6号地	18,000	247 (74.8)	4,446,000
7号地	18,180	245 (74.2)	4,454,000
8号地	18,180	243 (73.6)	4,417,000
9号地	16,740	290 (87.9)	4,854,000
10号地	17,820	222 (67.3)	3,956,000
11号地	18,360	233 (70.6)	4,277,000
12号地	18,360	231 (70.0)	4,241,000
13号地	17,820	207 (62.7)	3,688,000
14号地	17,820	207 (62.7)	3,688,000
15号地	17,820	214 (64.8)	3,813,000
16号地	18,000	214 (64.8)	3,852,000
17号地	18,540	218 (66.1)	4,041,000
18号地	19,440	282 (85.5)	5,482,000
19号地	19,080	266 (80.6)	5,075,000
20号地	19,080	266 (80.6)	5,075,000
21号地	18,900	266 (80.6)	5,027,000
22号地	18,900	259 (78.5)	4,895,000
23号地	18,540	235 (71.2)	4,356,000
24号地	18,000	224 (67.9)	4,032,000
25号地	18,180	235 (71.2)	4,272,000
26号地	18,720	242 (73.3)	4,530,000
27号地	18,000	231 (70.0)	4,158,000
28号地	18,360	242 (73.3)	4,443,000
計		6,841 (2,073)	125,531,000

(注) 価格には、公共下水道受益者負担金を含む。